

総務政策委員会記録

開会年月日	平成23年3月14日
開会時刻	午前9時59分
閉会時刻	午前11時35分
出席委員名	○吉井詩子 野口佳子 黒木騎代春 中川幸久
	浜口和久 工村一三 佐之井久紀 中村豊治
	宿 典泰議長
欠席委員名	◎長岡敏彦
署名者	野口佳子 黒木騎代春
担当書記	東浦富美
審議議案	議案第13号 平成22年度伊勢市一般会計補正予算(第7号)中総務政策委員会関係分
	議案第20号 平成22年度伊勢市土地取得特別会計補正予算(第1号)
	議案第25号 伊勢市暴力団排除条例の制定について
	議案第26号 伊勢市職員給与条例の一部改正について
	議案第27号 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について
	議案第28号 伊勢市特別会計条例の一部改正について
	議案第35号 伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託について
	議案第41号 平成22年度伊勢市一般会計補正予算(第8号)中総務政策委員会関係分
	平成23年 請願第1号 選択的夫婦別姓に反対する意見書の提出を求める請願
	— 選択的夫婦別姓制度に反対する意見書(案)について
— 閉会中の継続調査について	
— 東北地方太平洋沖地震にかかる市の対応と被害状況等について	
説明者	総務部長 総務部参事 情報戦略局長 環境生活部長
	環境生活部参事 御園総合支所長 会計管理者 消防長 消防次長
	検査担当参事 ほか関係参与

審議結果並びに経過

吉井副委員長開会を宣言し、会議録署名者に野口委員、黒木委員を指名した。

付託案件の審査に先立ち、「東北地方太平洋沖地震にかかる市の対応と被害状況等について」、報告を受けた。

次に、「議案第13号 平成22年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）」中総務政策委員会関係分、「議案第20号 平成22年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）」「議案第25号 伊勢市暴力団排除条例の制定について」「議案第26号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」「議案第27号 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について」「議案第28号 伊勢市特別会計条例の一部改正について」「議案第35号 伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託について」及び「議案第41号 平成22年度伊勢市一般会計補正予算（第8号）」中総務政策委員会関係分の9件を順次議題とし、「議案第28号」については賛成多数をもって、その他の議案については全会一致をもって可決すべしと決定した。

引き続き、「平成23年請願第1号 選択的夫婦別姓制度に反対する意見書の提出を求める請願」を議題とし、賛成多数をもって採択すべしと決定した。

その後、「選択的夫婦別姓制度に反対する意見書（案）について」を議題とし、賛成多数をもって文案を決定、議案としての提出方法については、意見書に賛成した総務政策委員会委員個人の連名によることとした。

そのほかに、「閉会中の継続調査について」を議題とし、「災害対策に関する事項」「ふるさと未来づくりに関する事項」について、閉会中も調査・検討を行う必要があると認め、議長に申し出ることによって決定した。

また、委員長報告文については、副委員長に一任することと決定し、委員会を閉会した。

開会 午前9時58分

◎吉井詩子副委員長

おはようございます。

長岡委員長が病気のため欠席していますので、私が代わって委員長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

ただいまから、総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は、8名でありますので、会議は成立いたしております。

それでは、会議に入ります。

会議録署名者2名を副委員長において指名いたします。会議録署名者に、野口委員、黒木委員の御両名を指名いたします。

本日、御審査いただきます案件は、去る2月28日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました「議案第13号 平成22年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）」中総務政策委員会関係分、「議案第20号 平成22年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）」「議案第41号 平成22年度伊勢市一般会計補正予算（第8号）」中総務政策委員会関係分、「議案第25号 伊勢市暴力団排除条例の制定について」「議案第26号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」「議案第27号

伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について」「議案第 28 号 伊勢市特別会計条例の一部改正について」「議案第 35 号 伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託について」及び「平成 23 年請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度に反対する意見書の提出を求める請願」の以上 9 件であります。

【東北地方太平洋沖地震にかかる市の対応と被害状況等について】

◎吉井詩子副委員長

付託案件の審査に入る前に、先だつての大地震に関しまして、当局から報告がありますので、こちらを先議いたします。

それでは、当局から報告をお願いいたします。

総務部長。

●藤本 亨総務部長

おはようございます。

本日、総務政策の案件の審査の前にお時間をいただきたいと思います。

3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震に係ります市の対応と被害状況につきまして、急遽、今、わかっている範囲内で御説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明につきましては、参事からさせていただきます。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

「東北地方太平洋沖地震にかかる市の対応と被害状況等につきまして」、御説明をさせていただきます。

この情報は、本日午前8時時点の状況ということで御理解いただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

3月11日午後2時46分に発生しました本地震の概要と伊勢市災害対策本部の対応及び被害の状況を説明させていただきます。

まず、「1 地震の概要」。マグニチュード 9.0、これは、国内観測史上最大のものです。震源及び深さは、三陸沖深さ 24 キロメートル。各地の震度としまして、最大が震度 7、宮城県栗原市でございます。市内の震度におきましては、震度 1、楠部町と矢持の地震計に観測しております。

「2 県内における津波観測状況」。鳥羽と尾鷲を報告させていただきます。第一波は、資料のとおりでございます。最大波は、鳥羽で 1.8 メートル、これは、11 日午後 7 時 13 分観測です。尾鷲 1.7 メートル、同日午後 5 時 12 分の観測でございます。

「3 伊勢市災害対策本部の設置と廃止日時」。設置日時は、11 日午後 2 時 50 分、津波注意報の発表によるものでございます。廃止日時、13 日午後 6 時 00 分、津波注意報の解除によるものでございます。

「4 津波警報・津波注意報の発表と解除」の状況でございます。津波注意報の発表は、11日午後2時49分。津波警報への切り替え発表は、11日午後3時30分。津波警報から注意報に切り替えは、12日午後8時20分。注意報の解除は、13日午後5時58分でございます。

「5 主な市の応急対応」を報告させていただきます。災害対策本部を開催いたしました。18回です。協議内容は、各部の応急対策につきましての協議、避難所の開設につきましての協議、物資の提供などについてでございます。

2ページをごらんください。

「(3) 避難勧告の発令と解除」。発令日時は、11日午後3時40分。発令地域は、東大淀町以下のとおりでございます。避難勧告対象世帯は、8,950世帯。避難勧告対象人口は、2万4,507人でございます。解除日時は、12日午前8時40分でございます。

「(4) 避難所の開設と閉鎖」。開設日時は、11日午後3時40分。開設数は、22施設でございます。そのうち、15施設で避難者を受け入れました。閉鎖日時は、12日午後8時40分でございます。

「(5) 避難者数」につきまして、報告いたします。避難者数、11日午後6時5分がピーク時でございまして、15施設で158世帯、218人でございます。

「(6) その他の対応」。樋門、陸こう、水門の閉鎖。住民に対する情報提供、消防車両と広報車による注意喚起とパトロール等でございます。

「6 被害状況」。大淀漁港におきまして、船舶、漁船でございますけれども、2隻転覆いたしました。人的被害はございませんでした。

なお、12日午後はその沈船の引き揚げは終了いたしております。

もう1点、のり網の被害7,000枚でございます。

「7 応援派遣」。3ページでございます。消防本部におきまして、緊急消防援助隊の三重県隊として、市消防本部より12名を千葉縣市原市に派遣。その後、宮城県仙台市に移動をしております。

なお、派遣部隊は、救助部隊と消火部隊及び後方支援班として活動いたしております。

出発日時は、11日午後9時、これは一次隊として出発しております。現地到着は、翌12日午後2時23分でございます。交替要員、二次隊として、13日午後4時、12名が出発いたしております。

現在の状況は、一次隊は14日午前6時から仙台市若林地区で人命捜査、二次隊はお昼前に仙台市の野営地に到着を予定し合流することとなっております。14日午後5時に一次隊と交替し、活動予定でございます。

なお、三次隊以降の応援要請も現在受けております。

「(2) 上下水道部」。全国水道協会からの要請により上下水道部職員を派遣予定でございます。現在、正式な派遣要請を待っている状況でございます。その派遣の内容は、出発日時が未定でございますが、派遣員等は2名、給水タンク車2トンのタンク車を1台の予定でございます。

「(3) 伊勢病院」。三重県DMAT医療チームとして、伊勢病院の医師2名、看護師3ないし4名、薬剤師1名、事務2名の派遣を準備いたしているところでございます。

以上が、現時点での報告でございます。

◎吉井詩子副委員長

ありがとうございます。

ただいまの報告に関しまして、何か御発言はありませんでしょうか。

工村委員。

○工村一三委員

長いこと本当に待機していただいて、指示いただきましてありがとうございます。

まず、一つは、伊勢湾の、第3波が非常に大きくなって、実際、鳥羽の境からこの伊勢湾に入ってくる水位がずっと重なるように流れてきたというふうに、ちょっと聞いておりますんですけど、伊勢湾内の高波の高さは、今のところ測定は不可能だったわけでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

伊勢湾内の最大波高が、今、資料をちょっと持っていませんので、はっきりいたしません、0.7メートルというところが最大やったかと記憶しております。それで、回数が何回か押し寄せたと。

それで、私どもの北浜地区に津波監視カメラが設置されておりまして、そちらの観測状況なんでもございますけれど、消波ブロックが見え隠れを数回したと、そういうふうなことも観測をいたしております。

◎吉井詩子副委員長

工村委員。

○工村一三委員

ありがとうございます。

実際、鳥羽から漁師の方が、ちょっと危ないんですけど、海で見えて、非常に厚い水が入ってきたというふうな報告もいただいておりますので、少しお聞きしました。

それから、避難場所の開設なんですけれど、実際、例えば、二見地区でいきますと、中学校と小学校2校ということで、当初開設していただいております。実際のこと言っても、中学校は海に面しておりますので、誰も逃げて行かなかった。それと、市が指定された避難場所以外の各コミュニティセンターに緊急やむを得ないと、例えば、江地区ですとトンネル越えて二見のほうまで行かないかんとということで、もう自主的にコミュニティセンターのほうへ全部避難されたというふうなことで、少しいざこざが、がたがたしたところがありましたので、その辺については把握されておるでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

二見地区の話は、各コミュニティセンターとか三津とか今一色のコミュニティセンターとかに、学校の避難所の開設したところより、たくさんの方がそこへ避難されたということは確認いたしております。

◎吉井詩子副委員長

工村委員。

○工村一三委員

今後は、その点も注意しまして、一応、避難場所、もし緊急の場合ですね、どうしたらいいか適切な指示をこれからよろしく、もしこういうことあったらいけませんのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、終わります。

◎吉井詩子副委員長

他にございませんか。

野口委員。

○野口佳子委員

物資の提供というところなんですけれども、今回、この東北地方の地震のときに、万が一、この物資の提供なんですけど、どのようなものを提供されるということを考えていらっしゃるのでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

現在、県から各市町に物資の品目の指定を受けており、それに対して市は提供をしていくということを決めさせていただいております。

内容を説明させていただきます。

毛布 500 枚、乾パン 500 食、それからアルファ米 1,000 食。この 3 品目を、提供ができるというふうに県に 12 日 18 時に連絡をさせていただきました。

以上でございます。

◎吉井詩子副委員長

野口委員。

○野口佳子委員

ありがとうございます。

この乾パンなんですけれども、今、500 食と言われたんですけれども、これは常に市に用意はされているのでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

乾パン以外、ソフトパンとか今のアルファ米とか、これは市の備蓄計画に基づいて、今のところ備蓄計画いっぱいではございませんけれど、その計画に基づいて備蓄を進めているところでございます。

〔「ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

他に御発言はございませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

すみません、本当に皆さん、御苦勞様でございました。

一応ですね、伊勢市の場合は、大事に至らずというふうな形の中で一つの終結というふうな形にみえるのでございますが、例えばいいますと、まだまだ、こちらから応援で向こうへ派遣に行くとすることは、今現在、伊勢市の中も消防力が一応の低下をしとるというふうな部分がございますので、そこら辺も今後、気を引き締めて状況を見守っていただきますように、1点だけお願いをいたしておきます。

以上でございます。

◎吉井詩子副委員長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

それでは、報告案件につきましては終わります。

それでは、付託案件の御審査を願います。

審査の方法につきましては、副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

また、審査に入ります前に、副委員長から申し上げます。

質疑に当たりましては一問一答方式によることといたしますので、御留意いただきますようお願いいたします。

【議案第13号 平成22年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）中総務政策委員会関係分】

◎吉井詩子副委員長

それでは、まず、「議案第13号 平成22年度伊勢市一般会計補正予算（第7号）」中総務政策委員会関係分を議題といたします。

それでは、審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の36ページ、37ページをお開きください。

款1 議会費を、款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款1 議会費を終わります。

次に、款2 総務費の審査をお願いいたします。款2 総務費の審査は、項単位をお願いいたします。
まず、38 ページから 47 ページにかけての項1 総務管理費を御審査願います。

なお、44 ページの目 25 交通対策費については、産業建設委員会の審査費目でありますので、審査を除きます。

御発言はありませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

すみません。この項で、目 16 基金管理費について、1 点お尋ねをいたします。

この中で、大事業1 基金積立事業、中事業1 財政調整基金で 12 億 1,600 万円余り、財調へ積んだというふうな形だと思います。

これは、当局の平成 22 年度の財政運営しっかり頑張っていたというふうな部分の中で執行残が残ったというふうな部分だと思いますが、平成 23 年度の当初予算のときにもいろいろとお話をさせていただきました部分で、病院の不良債務の部分の問題でございます。それに関しまして、この財政調整基金をここで積むに当たってですね、そのときに、病院の不良債務がかなりあるというふうなことで、財政の中で、この財政調整基金の中からどれだけでも余分に病院へ繰り出しするというふうなお話があったのか、なかったのか、まず、お聞かせ願います。

◎吉井詩子副委員長

情報戦略局長。

●森井 啓情報戦略局長

ただいまの委員の御質問でございます。

予算委員会の中でも、いろいろと御審議いただきました病院との関係性でございますけれども、確かに、剰余金といいますか、交付税等々の入り等々含めまして、これぐらいの金額が新たな格好で財政調整基金に積めるという話を予算編成の段階で出てきました折に、先ほどおっしゃっていただきましたように、病院に対する考え方をどうしましょうかということも、私ども財政担当でも議論をいたしました。

今回、この前の教育民生委員協議会でも御審議いただきましたですけれども、最終補正で病院に対する繰り出し金 1 億 5,000 万円上積みさせていただいております。これは、窮余の措置という緊急避難的な対応をさせていただきました。

平成 23 年度につきましては、不良債務等々の考え方、それから今後の財政健全化の考え方からこの部分で一定程度、不良債務を消しにかかってはどうかとか、いろいろその辺の論議をさせていただ

きましたですけれども、今回につきましては、財政調整基金へ積まさせていただきますして、平成 23 年度、22 年度の比較におきましては、病院の繰出金は同額にさせていただいて、平成 23 年度中に方向性と合わせて、今後の不良債務に対する考え方を整理した上で、所管の委員会等で、委員協議会等で御報告申し上げながら、しかるべき対応をさせていただきたい、そのような考え方で、決着させてもらった。そのような経過がございます。

以上でございます。

〔「はい、結構です。ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

それでは、項 1 総務管理費を終わります。

次に、48 ページ、49 ページの項 2 徴税費を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、項 2 徴税費を終わります。

次に、50 ページ、51 ページの項 3 戸籍住民基本台帳費を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、項 3 戸籍住民基本台帳費を終わります。

次に、52 ページ、53 ページの項 4 選挙費を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、項 4 選挙費を終わります。

次に、54 ページ、55 ページの項 5 統計調査費を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、項5統計調査費を終わります。
次に、56ページ、57ページの項6監査委員費を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、項6監査委員費を終わります。
以上で、款2総務費の審査を終わります。
次に、70ページ、71ページをお開きください。
款3民生費、項5人権政策費を項一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款3民生費、項5人権政策費を終わります。
次に、80ページ、81ページをお開きください。
款5労働費、項1労働諸費、目2緊急地域雇用対策事業費、大事業1緊急雇用創出事業、中事業2
治安・防災関連雇用対策事業及び中事業6情報通信関連雇用対策事業を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款5労働費、項1労働諸費中当委員会関係分を終わります。
次に、112ページをお開きください。
112ページから115ページにかけての款10消防費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款10消防費を終わります。
次に、134ページ、135ページをお開きください。
款13公債費を、款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 13 公債費を終わります。
次に、136 ページ、137 ページをお開きください。
款 15 予備費を、款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 15 予備費を終わります。
以上で、歳出の審査を終わります。
14 ページにお戻りください。
次に、歳入の審査に入ります。
歳入の審査は、款単位で願います。
14 ページ、15 ページの款 1 市税を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 1 市税を終わります。
次に、款 7 ゴルフ場利用税交付金、款 9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款 11 地方交付税、
款 12 交通安全対策特別交付金、款 13 分担金及び負担金、16 ページ、17 ページの款 14 使用料及び手
数料までを一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 7 ゴルフ場利用税交付金から款 14 使用料及び手数料までを終わら
ず。
次に、18 ページから 21 ページまでの款 15 国庫支出金を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 15 国庫支出金を終わります。

次に、20 ページ下段から 27 ページ上段までの款 16 県支出金を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 16 県支出金を終わります。

次に、26 ページから 29 ページ上段までの款 17 財産収入、款 18 寄附金、款 19 繰入金までを一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 17 財産収入、款 18 寄附金、款 19 繰入金を終わります。

次に、28 ページから 33 ページ中段までの款 21 諸収入を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 21 諸収入の審査を終わります。

次に、32 ページ下段から 35 ページにかけての款 22 市債を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 22 市債を終わります。

以上で、歳入の審査を終わります。

補正予算書の 1 ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。

条文の審査は、条文一括で審査をお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、条文の審査を終わります。

以上で議案第 13 号の審査を終わります。

それでは討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第 13 号 平成 22 年度伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）」中総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号中総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 20 号 平成 22 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）】

◎吉井詩子副委員長

次に、補正予算書 307 ページから 319 ページにかけての「議案第 20 号 平成 22 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

歳入、歳出、条文を一括にて御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、議案第 20 号の審査を終わります。

それでは、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第 20 号 平成 22 年度伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 41 号 平成 22 年度伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）中総務政策委員会関係分】

◎吉井詩子副委員長

次に、「議案第 41 号 平成 22 年度伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）」中総務政策委員会関係分を議題といたします。

議案第 41 号の補正予算書をごらんください。

それでは、審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の 12 ページ、13 ページをお開きください。

款 2 総務費を、款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 2 総務費の審査を終わります。

次に、34 ページ、35 ページをお開きください。

款 10 消防費を、款一括で御審査願います。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、款 10 消防費を終わります。

以上で、歳出の審査を終わります。

10 ページにお戻りください。

10 ページ、11 ページの歳入の審査に入ります。

歳入の審査は、歳入一括で審査をお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、歳入の審査を終わります。

補正予算書の 1 ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。

条文の審査は、条文一括で審査をお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、条文の審査を終わります。

以上で、議案第 41 号の審査を終わります。

それでは、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第 41 号 平成 22 年度伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）」中総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号中総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 25 号 伊勢市暴力団排除条例の制定について】

◎吉井詩子副委員長

次に、条例の審査に入ります。条例関係の議案書の 1 ページをごらんください。

1 ページから 5 ページにかけての「議案第 25 号 伊勢市暴力団排除条例の制定について」を議題といたします。

御発言はありませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

1 点だけ確認させてください。

この 4 月から県条例が同じような条例が施行されますね。

それで、県条例、市条例かぶるところがあるのかどうかわかりませんが、整合性というのか、どういう関係になるのか。どういうふうに調整をしておるのか。そこら辺をちょっとお答えください。

◎吉井詩子副委員長

総務部参事。

●中村龍平総務部参事

ただいまの御質問に対してお答え申し上げますと、まず、三重県の県条例、委員おっしゃられましたように4月1日から施行されます。それで、市の条例も4月1日から施行するものなのですが、これの違いというか、狙いが少し違ってまいります。というのは、各市町が、条例制定する理由ということにもなってくるわけなんですけれども、まず、三重県の条例は公の施設の利用に係る制限の対象、これを県の施設及び県が所管する学校等となっております。そのため、伊勢市が所管する公共施設には適用ができないこととなっております。また、公共工事など、暴力団や暴力団と密接な関係を有する者が、市の実施する入札には参加させないなど、市が必要な処置を講ずることが必要となってまいります。そういうために、県も制定する、市も制定しなければならない。そういう狙いというところがございます。

◎吉井詩子副委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

そうしますと、県の公共施設が対象あるいは入札が対象で、市は市で市町がそれぞれつくと、施行日が4月1日で一緒ですからね、つくるということの御説明があったんですが、そうするとですね、暴力団か暴力団ではないかというのは、誰が決めるのですか。そこら辺は。県が受け皿的にそういうのがあるんですか。そこら辺の市条例と県条例、県条例これは県民が守らなならんわけですから、そこら辺のどこ、もうちょっと突っ込んでお答えください。

◎吉井詩子副委員長

総務参事。

●中村龍平総務部参事

暴力団及び暴力団の関係者というところがございます。三重県の県警の暴力団担当の部署におきましては、その名簿を作成はしていると聞いてございます。

それと、関係者についてもどこまでその名簿がしっかり把握されているのかというのは、私どもでは少しわかりませんが、もし、グレーゾーンがあれば、県警へ問い合わせをしてくれというようなそういうことも聞いておりますので、もし、そのグレーゾーンの部分については、早い段階で情報を提供すると。そのような対応をしてまいりたいと思っております。

◎吉井詩子副委員長

よろしいですか。

○佐之井久紀委員

よろしいです。

◎吉井詩子副委員長

他に、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

では、議案第 25 号の審査を終わります。
それでは、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

討論なしと認めます。
お諮りいたします。

「議案第 25 号 伊勢市暴力団排除条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。
よって、議案第 25 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 26 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について】

◎吉井詩子副委員長

次に、6 ページをお開きください。

6 ページから 8 ページにかけての「議案第 26 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」を議題といたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、議案第 26 号の審査を終わります。
それでは、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

討論なしと認めます。
お諮りいたします。

「議案第 26 号 伊勢市職員給与条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いた

しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 27 号 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について】

◎吉井詩子副委員長

次に、9 ページをお開きください。

9 ページから 57 ページにかけての「議案第 27 号 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について」を議題といたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、議案第 27 号の審査を終わります。

それでは、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第 27 号 伊勢市職員退職手当支給条例等の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 28 号 伊勢市特別会計条例の一部改正について】

◎吉井詩子副委員長

次に、58 ページをお開きください。

58 ページから 60 ページにかけての「議案第 28 号 伊勢市特別会計条例の一部改正について」を議題とします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、議案第 28 号の審査を終わります。

それでは、討論を行います。討論はありませんか。

工村委員。

○工村一三委員

私は、この議案第 28 号につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

先日来の予算委員会の質疑応答の中で、この宇治浦田駐車場の特別会計につきまして、まだ十分に地元との話し合いがされていない中、また調整されていない中、6 月工事という早急過ぎる内容になっており、その中でその内容が、まだ変更されないという状況下の中、決してこのまま進んで地元との調整が非常に難しくなるということもございますので、観光交通対策特別会計を設置することに対しては反対という立場をとらせていただきたいと思います。

◎吉井詩子副委員長

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第 28 号 伊勢市特別会計条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

◎吉井詩子副委員長

起立多数と認めます。

よって、議案第 28 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【議案第 35 号 伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託について】

◎吉井詩子副委員長

次に、76 ページをお開きください。

76 ページから 78 ページにかけての「議案第 35 号 伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託について」を議題といたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御発言もありませんので、議案第 35 号の審査を終わります。

それでは、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

「議案第 35 号 伊勢市と三重県市町職員退職手当組合との間における退職手当審査会に関する事務の委託について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号につきましては、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【平成 23 年請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度に反対する意見書の提出を求める請願】

◎吉井詩子副委員長

次に、「平成 23 年請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度に反対する意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

大事な問題ですので、若干、この趣旨についてお伺いをさせていただきたいと思うんですが、この請願の趣旨の中で、選択的夫婦別姓制度が家族の崩壊をもたらし、家族の解体が進めば、やがては国家の存亡につながっていくというような、そういう流れの主張をされていると思いますが、この点については、具体的にどのようなことを根拠にされているのかということが考え方としてございましたら、御説明をお願いしたいと思います。

◎吉井詩子副委員長

工村委員。

○工村一三委員

この選択的夫婦別姓制度について、総務政策委員会、私だけということですので、私からお話させていただきたいと思います。

ここの選択的夫婦別姓制度、ここにある家族、これは日本が古くから持っている家族あるいは家族制度というのが非常にすばらしい内容でありまして、最小の単位の家族、これは夫婦あるいは家庭を最小の単位として、一家の人々あるいは親子、兄弟姉妹、夫婦など血縁の近い人といっしょに暮らしているということになるわけです。

それで、例えばですけど、私の知り合いの家族があるわけですけど、私の知り合いですので、名字はちょっと伏せたいと思いますけれど、工村ということでお見知りおきをしていただいて結構ですけど、おばあさんがおります。おばあさんは現状ではなしに夫婦別姓が取り入れられて、何年かがたったときに、お父さんと別姓にしておったということでおばあさんの名字が違う。工村家に一人違う人がいる。それから、私の女房も、お父さん、私も別姓にしたいんだということで別姓の名前になる。そうすると、子供が結婚しますと、また、嫁さんが別姓になるということで、一つの家庭で、例えば、また、孫が結婚して同じ家庭に住むようなことになれば、4つというふうに、1軒の、例えば、工村家で、4つの名字が出てくるということで、現在の家族というのは、名字で家族を表しているということが非常に常識的になっておるし、また、家系の継承もこれでやっていると、役割が非常に多いと、また、同時に戸籍登録上のルールでこれは定められております。その中で、そういうふうの一つの家庭でいくつも名字、氏が違うということになってくると、例えば、他人同士同居しているような考え方にもとられますし、また、重婚とか同棲しているのと同じような考え方でとられるということも、勘違いされる可能性があるということで、これは、社会の基本である家族が、そのことによって水臭くもなったり、家族の解体とかあるいは婚姻関係の破壊につながってくるんじゃないかと、その中で、子供たちも非常に犠牲になってくるのじゃないかということで、社会の基本となる家族が崩れだすということは、現在の家族制度が破壊に近づいてくると。無縁社会が起こってきて、今よき日本の国風が変革されていくということで間接的に重大な局面になり、国家の存亡に関わってくるというふうな考え方で、私は賛成させていただきました。

◎吉井詩子副委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

ありがとうございました。

お答えいただいた内容も十分参考にして判断させていただきたいと思います。

私自身は、家族について、この趣旨の中で、社会の最小の単位というふうにされておりますけれども、今、現在の社会では、憲法上も個人が単位で社会が構成されておるというふうに思いますし、最近では単身世帯も多いように思います。さまざまな事情から家庭を単位にしていない市民も多くいるんじゃないかなというふうに思います。

ありがとうございました。

◎吉井詩子副委員長

他に御発言はありませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

工村さん、私もちょっと聞かせてください。

これ、前回出されたときは、民法の改正等ということで出されて、今回、改めて、ネーミングを変えて出されたわけですが、これは、平成8年の法制審議会の答申を踏襲したようなことがずっと民法改正の中に出てきているバックがあるんですが、これは、例えば、婚姻年齢あるいは再婚禁止期間の180日、それから、前夫の子とする300日条項等々がバックグラウンドにあるんですが、これは単に、750条の夫婦の氏だけを現行のままにしておいてくれとこういうような意味にとらまえていいのでしょうか。

◎吉井詩子副委員長

工村委員。

○工村一三委員

今のところ、基本的に政府のほうで特にこの選択的夫婦別姓ということが非常に騒がれております。婚姻年齢あるいは180日、300日の条項もございますけれど、基本的に現在ここで請願の趣旨として出されておるのはその点、選択的夫婦別姓制度のみという解釈で私はおります。

◎吉井詩子副委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫または妻の氏を称する、これ1項ですね。これやということですか。

◎吉井詩子副委員長

工村委員。

○工村一三委員

そういうことです。

◎吉井詩子副委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

私は、そうしますと、私も賛同というんですか、そういうふうにしたいんですが、ちょっと今、黒木委員から述べられたように請願趣旨の説明が、わかりやすくいうとちょっときついですな。

県下の状況を眺めてみますと、ちょっと前の資料なんですけど、これとよく似た趣旨で、14市のうちで採択されておるのは四日市市です。それから、松阪については、3回本会議に出ておるんやけど不採択、鈴鹿が2回出ておるんやけど不採択、それから、志摩が不採択ということで、四日市の意見書案もちょっと参考にとったんですが。

この請願趣旨については、かなりきついというんですか、もうちょっとソフトランニングに書いたほうがいいかなという気を私持っています。

ただ、今、請願の署名者の方にお聞かせいただくと、750条の夫婦の氏ということに絞られるということであれば、私は賛成をしたいとそうように考えています。

◎吉井詩子副委員長

よろしいですか。

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

それでは、討論を行います。討論はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

それでは、ただいま出されております「選択的夫婦別姓制度に反対する意見書の提出を求める請願」に、反対する立場から討論をさせていただきます。

請願で言われております選択的夫婦別姓というのは、選びたい人は夫婦別姓にすることができるという制度であり、すべての夫婦に別姓を押し付けるものではないと考えます。夫婦同姓を望む方がいることも現実ですが、かといって、別姓を望む人にまでその価値観などを強制すべきではないと考えます。多様な価値観や多様な家族の形を認めることが求められているのではないのでしょうか。

氏名は、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権として認められるとの判断を採用したそういう判決もございます。

法律を改正しなくても通称使用をすればいいとの御意見もありますが、公的場面での使用は認められていません。しかも、戸籍名と通称名を使い分けること自体による混乱や不利益があり、問題の解消になるものではありません。

また、現行法でもどちらかの姓を選択できるから問題ないとする主張もありますが、現実には、97%の御夫婦が男性の姓を使っていることから、実質的には差別的な効果を及ぼしていると指摘されていることも考慮することが大事だと考えます。

女性差別撤廃条約の16条では、姓を選択する権利を掲げています。同条約に基づいて設置されている女性差別撤廃委員会は、夫婦の氏を選択など日本の民法の中に残る差別的な条項を削除し、立法や行政実務を条約に適合させることを求める勧告を2度にわたって行っています。

日本は、同条約に批准している立場からも勧告に従い、法改正を行って条約を遵守する義務がある立場です。

また、日本は、2006年に新設された国連人権理事会の理事国でもあります。2008年に、理事国と

して審査を受けた際、民法改正の必要性が指摘され、日本政府はこの勧告を受け入れることまで表明しております。

国際社会において、日本が責任ある国家として行動し、国際協力や貢献を通じて他国の信頼を得ていくためにも足元の人権問題を解決することが不可欠ではないでしょうか。

以上の諸点の理由から、本請願には反対であることを表明させていただいて、討論といたします。

◎吉井詩子副委員長

他に、討論はありませんか。

中村委員。

○中村豊治委員

「選択的夫婦別姓制度に反対する意見書提出を求める請願」に賛成の立場で、討論に参加をさせていただきたいと思います。

夫婦別姓に関する国民世論は、今、皆さんがおっしゃられるように大変分かれておるわけですが、国民的な合意にも至っていないのが現状であります。

この選択的夫婦別姓は、複数の子供の姓をその家族の中で統一しなかった場合、家族の一体感を損なうという可能性も大変心配されておるわけであります。

現在、夫婦という大人の都合でしか夫婦別姓は議論されておりません。結婚することで、姓が改正されるとこのことによって人間関係や業績評価などが混乱したり中断したりする等々、女性のみが改姓の苦勞を味わうという不平等感があると言われておるわけですが、しかしながら、この議論については、私は、大人の勝手な都合のみで議論されており、夫婦の間で生まれた子供の人権を損なう可能性もあるのではないかということで、私も心配をしておるわけであります。

つまり、子供の姓を子供自身が選ぶ、いずれかの姓を強要される可能性があり、状況によりましては、子供の人権を侵害する可能が出てまいるわけであります。

今日、3世代同居の減少など、家族を取り巻く環境の変化に加え、離婚の増加や児童虐待等々、家族のきずなが希薄になってきておるといような現状であります。

また、夫婦別姓制度が導入されることになれば、やっぱり、夫婦の一体感が**危惧**されるということで、離婚の可能性が出てくるという社会システムの形成につながっていくというぐあいに心配をされております。

したがいまして、この「選択的夫婦別姓制度に反対する意見書の提出を求める請願」につきましては、賛意を表明し、討論といたします。

以上です。

◎吉井詩子副委員長

他に、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

お諮りいたします。

採決は、起立により行いますが、起立しない者は反対とみなします。

「平成 23 年請願第 1 号 選択的夫婦別姓制度に反対する意見書の提出を求める請願」につきまして、採択すべしと決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎吉井詩子副委員長

起立多数であります。

よって、平成23年請願第 1 号は、採択すべしと決定いたしました。

【選択的夫婦別姓制度に反対する意見書（案）について】

◎吉井詩子副委員長

ただいま、採択すべしと決しました平成 23 年請願第 1 号につきましては、意見書の提出を求めたものでありますので、本請願が本会議で採択されました場合には、請願に係る意見書の提出が必要となってまいります。

請願に係る意見書につきましては、議会改革特別委員会の中間報告を経て、所管の常任委員会で議案を作成し提出することが、議会運営委員会で決定されております。

この際、平成 23 年請願第 1 号に係る意見書案について、当委員会で御協議願うことにいたします。

「選択的夫婦別姓制度に反対する意見書（案）について」を議題といたします。

副委員長におきまして、文案を用意いたしておりますので、書記に配付いたさせます。

〔書記 文案を各委員に配付〕

◎吉井詩子副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 08 分

◎吉井詩子副委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、意見書案の精読のために 10 分間、11 時 20 分まで休憩いたします。

当局の方は、退席していただいて結構です。

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 19 分

◎吉井詩子副委員長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前に配付いたしました意見書案につきまして、御協議願います。修正等、御発言はありませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

先にも発言したように、ちょっと文言が、文章的に非常にきついというんですか、硬いというんですか、ちょっと、ソフトにしたほうがいいかな。

下から3段目、「家族」という形態は、今後も維持すべき大切なものである。よって、国においては、この「家族の崩壊をもたらし、我が国の根幹を揺るがすことが憂慮される」というのは消したってですな、「国においては、選択的夫婦別姓制度を設立することのないように強く要望する」で止めておいたらどうかなと思いますが。

◎吉井詩子副委員長

揺るがすことが……。

○佐之井久紀委員

これ消したって、そうすると、ちょっと。

◎吉井詩子副委員長

「憂慮される」まで除くんですね。

○佐之井久紀委員

そうそう。

「家族」という形態は、今後も維持すべき大切なものであります」とこういっています。「よって、国においては」、その次の行で「選択的夫婦別姓制度を成立することのないよう強く要望する」、強く要望するやで、これは、もう強く要望するわな。そういうことで削除したたらどうかなと思うんですが。

〔「ええな」と呼ぶ者あり〕

○佐之井久紀委員

「家族の崩壊をもたらし、我が国の根幹を揺るがす」というところまで行くと、それは、揺るがさんと思とる人もおるし、私は賛成しましたが、そこまで突っ込んでいくのはいかがかなという気がいたしますので、それで、消したたらどうかなと。

〔「よろしいな」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

今の御発言に対して、何か御発言ありませんか。

工村委員。

○工村一三委員

基本的には、この文章で、本当はいつていただきたいというのが、皆さんの、お聞きしました紹介議員の代表者の方から意見がございましたが、ここの委員会で、ひとつ調整をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎吉井詩子副委員長

中村委員。

○中村豊治委員

私もその点、賛成の討論で、このやっぱり「家族の崩壊をもたらし、我が国の根幹を揺るがすことの憂慮される」と、ここについては、私も発言してございませぬし、これはやっぱり削除したほうがいいやないかというぐあいに思ひます。

◎吉井詩子副委員長

他にございませぬか。

野口委員。

○野口佳子委員

「日本人としてのアイデンティティー」というのを、皆さんがわかりやすい言葉に直していただくことはできないのですか。

〔「これはどうやろう」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

何か御発言お願ひします。

〔「山本君ら、出してきておる張本人やでさな」「これは、残しておかないかんやろう」と呼ぶ者あり〕

○野口佳子委員

いや、この言葉をわかりやすい言葉に変えていただくことはできないですか。

〔「そこまでは、いかんやろうな」「まちづくり基本方針の中にもこの言葉は入ってましたんで」と呼ぶ者あり〕

○野口佳子委員

はい、わかりました。ありがとう。

◎吉井詩子副委員長

他に、御発言はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

それでは、今、御意見が出ました下から3段目の「よって、国においては」の次の「家族の崩壊をもたらし、我が国の根幹を揺るがすことが憂慮される」という部分を削除するという案で、皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

平成23年請願第1号に係る意見書案について、ただいま修正したとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

◎吉井詩子副委員長

起立多数と認めます。

よって、当意見書案を修正の上、平成23年請願第1号に係る意見書案とすることに決定いたしました。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

中村委員。

○中村豊治委員

どういうふうな形を出すんかいな、これ、ちょっと議論をして、連名でいくのか、どうするのかここで決めてください。

◎吉井詩子副委員長

それでは、この意見書案の提出について、どのようにするか、御意見ございましたらお願いいたします。

中村委員。

○中村豊治委員

本来、全会一致ということなんですけれども、賛成多数ということで、この意見書案については決定をされたわけですが、一応、賛成された委員連名で提出をしていくというような形がベターではないかと、こういうぐあいに思いますので、お願いしたいと思います。

◎吉井詩子副委員長

今の中村委員の御発言に対しまして、何か御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

それでは、今の中村委員の言われました賛成された方の連名で意見書案を提出するということよろしいでしょうか。

賛成の方は、御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎吉井詩子副委員長

賛成多数と認めます。

〔「ちょっと、待ってな」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 26 分

◎吉井詩子副委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの意見書案の提出であります、賛成された方のどなたかが提出されるということよろしいでしょうか。年長の委員の方で……。

〔「これはさ、当初署名者もみえることやし、当初署名者が提案されてアップされておるんやで。それか、中村さん。賛成討論までやられておるんやで」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

意見書提案につきましては、紹介議員さんが始めからおられますので、その方がやられたらいいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

ただいまの御意見で、御異議なしと認めます。

【閉会中の継続調査について】

◎吉井詩子副委員長

この際、「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

常任委員会のあり方については、常任委員会の機能強化を図ることとし、閉会中でも議決により、継続的に活動できるという特性を生かし、所管事務調査を積極的に行っていくことが、議会改革特別委員会で示されています。

総務政策委員会といたしまして、閉会中の継続調査について、いかがいたしましょうか。

御発言のある方は、お願いいたします。

中村委員。

○中村豊治委員

今、委員長から閉会中の所管事務の調査ということで御説明があったわけでありますが、議会改革特別委員会としても常任委員会の機能強化さらには委員間の自由討議含めて、常任委員会がテーマを持って閉会中の所管事務の調査をやっというやないかというようなことで御決定をさせていただいたわけであります。

特に、2つの常任委員会についてはテーマを持ってやっというやないかということで方向づけがされておりますので、総務政策委員会につきましてもテーマを持って所管事務の調査を積極的にやろうやというやないかということで、ひとつ方向づけをお願いしたいと。

そのテーマとしては、やっぱり、今、金曜日から大変問題になっております災害対策、地震対策等ですね、防災行政無線の関係とかですね、そういう避難所の問題とか、さらには、産建とのかかわりがあるそういう社会資本の整備も含めて、やっぱりこの災害対策については、まずきっちりやっというやないかやろうと、大きく分けて。

もう1点は、今やられておりますふるさと未来づくりについて、モデル地区が3つできて、平成25年度までにはこれを完全に小学校単位で実施していくというようなことでいろいろ言われておるわけですけども、このふるさと未来づくりの地域の自立、繁栄というようなことも含めて、地域の問題はやっぱり地域で解決していかないかん、地域にはいろんな問題点があるわけですけども、それが行政から、どんと縦から降りてくるということではなしに、地域の問題点を整理しながら、ふるさと未来づくりの問題につきましても、私どもの総務政策委員会の中のテーマとしてどうかなということで、2点ですね、ちょっと提案させていただきたいというぐあいに思います。

◎吉井詩子副委員長

他に、御発言ございませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

中村委員、もう1度、具体的に、項目。

○中村豊治委員

1点目はですね、大きく分けて災害対策。これが今、総務政策委員会の所管の事業としては、防災行政無線の関係があるわけですね、防災行政無線。これも、10億円程度のお金をかけて総務政策委員会で報告いただいておりますけれども、それが果たして二見とかそういう御菌の関係ですね、いろいろ予算の中でも問題提起されたような今のシステムでできないのかどうかというようなことも含めて、今一度やっぱり検証していったほうがいいのではないかと。非常にそのほうが聞きやすいということですよ。そんなようなことも、一つ検討したらどうだろうと。

それから、やっぱり、特に避難所の関係もですね、工村委員も指摘されておるように、そういう避難所の関係も本当に今の状態でいいのかどうかというようなことも一つ総務政策委員会の中でチェックしながら、テーマとしてこの防災関係の中で、防災対策の中で一つ検証していったらどうだろうというような気がしておりますし、さらには、野口さんが言われておりますように、物資の備蓄の関係ですね、これね、野口さん（「はい」と呼ぶ者あり）、このテーマも防災対策の中に入ってくるのではないかとというぐあいに思いますので。

それから、もう1点は、産建とのかかわりの中で、やっぱり伊勢市周辺の社会資本の整備、つまり海岸の堤防の問題とか、やっぱりこれは産建になってくると思うんですけれども、そういう河川の堤防の問題等々、やっぱり大震災、つまり東海・東南海・南海地震、これが発生した場合、あの状況が大変な状況になってくるのではないかとというぐあいに想定できますので、そういう災害対策をまず一つのテーマとして、どうかなと。

それと、もう1点は、ふるさと未来づくりの関係ですね。平成25年には小学校単位24地区、全地区がスタートしていくというような形で、今、計画書が出されておるんですけれども、そういう具体的なことも、やっぱり我々の総務政策委員会の中で、一つチェックしながら方向づけが、検討が要るのではないかと、こういうような気がしますので、まあ2点ですね、大きく分けて問題提起させていただいたわけです。

◎吉井詩子副委員長

他に、御発言ございませんか。
工村委員。

○工村一三委員

中村委員の本当にありがたい話やと思います。
それで、一つ災害対策の中に、やっぱり自主防の問題もございますので、もし、よかったら自主防衛団についても勉強みたいなのをしたいというふうに思います。

〔「まあ、これからいろいろ検討して」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

他に御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

それでは、御発言もないようですので、ただいま提案されました「災害対策について」「ふるさと未来づくりについて」を、閉会中の継続調査とすることに決定し、会議規則 102 条の規定により、議長に申し出をいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました

以上で、当委員会で御審査いただきます案件の審査は終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文につきましては、副委員長に、御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉井詩子副委員長

御異議なしと認めます。

そのように、取り計らうことに決定いたしました。

これをもちまして、総務政策委員会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 35 分

上記署名する

平成23年 3月14日

副委員長

委員

委員